

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成30年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者福祉法施行令(昭和25年4月5日政令第78号。以下政令という。)により、対象者に身体障害者手帳の交付を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理及び交付又は届出等に関する事務 政令第4条、8条、9条、 ②保健所長への通知に関する事務 政令第11条 ③身体障害者手帳の返還等に関する事務 政令第12条 ④身体障害者手帳の再交付に関する事務 政令第10条
③システムの名称	障害福祉システム・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉手帳事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の11の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長	福祉総務課長 松村 雄之
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	I-5-②	福祉総務課長 杉本 光男	福祉総務課長 讚井 健太郎	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	I-5-②	福祉総務課長 讚井 健太郎	福祉総務課長 松村 雄之	事後	平成29年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-3	<ul style="list-style-type: none"> 行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の11の項 行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条 	事後	誤記修正
平成29年9月6日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7項及び別表第2の16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 <p>(情報照会の根拠) なし</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7項及び別表第2の16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 <p>(情報照会の根拠) なし</p>	事後	誤記修正
平成30年6月11日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	誤記修正
平成30年6月11日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7項及び別表第2の16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 別表第2の主務省令で定める命令 第12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 <p>(情報照会の根拠) なし</p>	<p>(情報提供の根拠) なし</p> <p>(情報照会の根拠) なし</p>	事後	誤記修正